

令和5年第2回
北栄町農業委員会総会議事録

令和5年第2回北栄町農業委員会総会

開催年月日	令和5年2月13日（月）		
開催の場所	北栄町大栄農村環境改善センター		
開 会	午後1時30分		
出席委員 (25名)			14番 松村 雅弘
	2番	前田 浩明	15番 長谷川 康弘
	3番	向井 慎一郎	16番 安田 千秋
	4番	山根 宜弘	17番 池本 博史
	5番	河原 廣美	18番 津川 孝篤
	6番	竹原 正純	19番 村岡 孝二
	7番	田熊 公男	20番 盛山 由紀子
	8番	田村 美智恵	21番 一二三 満雄
	9番	森本 壮一	22番 道祖尾 貞浩
	10番	町 照美	23番 井川 敏昭
	11番	秋山 英正	24番 山下 正美
	12番	永田 恭彦	25番 杉川 一二美
	13番	陶山 康博	26番 河本 松秀
欠席委員等	石井 通人		
事務局	局長	中原 広美	
	書記	主任 時枝亮平 農地中間管理推進員 中西 宣之	
閉 会	午後3時		

日 程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議長開会宣言 定足数の確認
- 4 議事録署人の指名
(17番 池本委員) (18番 津川委員)
- 5 議事
 - (1) 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
 - (1) 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
 - (1) 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
 - (2) 農地利用集積計画の決定について
 - ・利用権設定
 - ・農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画
 - ・北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書 (1件)
- 6 協議事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について (4件)
 - (2) 賃貸借農地の解約について (6件)
 - (3) 農地所有適格法人報告書について (1件)
 - (4) 営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告について (1件)
- 7 報告事項
 - (1) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会
 - (2) 農家相談報告
 - (3) 審議会等報告
- 8 連絡事項
 - 農家相談 令和5年2月21日(火)午後1時30分から
大栄庁舎 2階 会議室
担当委員 河本委員、田熊委員、池本委員
 - 総 会 令和5年3月10日(金)午後1時30分から
大栄農村環境改善センター 大会議室
 - 現地確認 令和5年3月9日(木)午後1時30分から
担当委員 道祖尾委員、山根委員、陶山委員
 - 議案締切日 令和5年2月27日(月)
- 9 その他 空き農地情報バンク登録申込書 (3件)
- 10 閉会

○事務局

ただいまから、第2回の総会を開催します。

農業委員会規則第5条において、会長が議長となるとなっていますので、会長に進めていただきます。よろしくお願いします。

○永田議長

規則によりまして議長に就任をさせていただきます。

最初に、定足数の確認です。1番、石井委員から欠席届が出ております。そのほかの方は出席ですので、総会成立を宣言します。

では、日程に従いまして、議事録署名人の指名でございませうけども、17番、池本委員、18番、津川委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、議事に入りたいと思っております。

そうしますと、議事に入りたいと思っております。議事(1)、農地法第3条の規定による許可申請について、3件申請が上がっております。まず、1件ずつ審査のほうをお願いしたいと思っております。

そうしますと、整理番号1番、3ページからの案件です。事務局から説明等はございますか。

○事務局

1件目についてですけれども、裏に〇〇のほうで3条許可を得た案件の近くの農地をしています。ちなみにですけれども、参考までにこれまで〇〇が取得した農地ですとか農地転用した案件について、現地でのカラー資料を添付しておりますので、また御確認いただけたらと思っております。以上です。

○永田議長

では、説明のほうをいただきました。

皆さんから発議のほうを求めたいと思っております。御意見のある方、ございませうでしょうか。

○一二三委員

21番、一二三です。6ページの下のほうの面積が、6万2,472平米となっていますけれども、これは計算すると、3,000平米ぐらい少ない数字になっていると思っておりますし、それから、5ページの分の畑の作物の面積も2,400平米ぐらい少なく表示されてあるように思っております。できるだけというか、一度きちんと数字を合わせてもらいたいなというふうに思っておりますし、全体の数字を見て、形だけの作物の、大体どういった作物を作っているのかが分かれば見やすいですので、次の申請があったときには、ぜひ数字を合わせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○永田議長

いかがですか。

○事務局

次回数字を合わせるように。

○永田議長

多少のずれということですので、次回合わせていただくということですので、よろしくお願いします。

そうしますと、ほか御意見ございませうか。

そうしますと、ないようですので、整理番号1番、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、申請のとおり許可といたします。

続きまして、整理番号2番、11ページからの案件になります。

こちらについて、事務局より説明はありますか。

○事務局

2件目についてですが、こちらのほうは町内に農地を持っておられますけど、県外に住んでおられる所有者の方が、〇〇さんに譲与をするというものになっています。譲り受ける農地につきましては、今年いっぱい開墾して、農地を管理していく予定という事です。以上です。

○永田議長

そうしますと、こちらについて皆さんからの発議を受けたいと思います。発言のある方、ございませんでしょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ないようですので、整理番号2番、申請のほうを許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、許可ということでお願いします。

続きまして、整理番号3番、17ページからの案件となります。

こちらの件につきまして、事務局より説明はございますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

説明はないということですが、皆様方からの発議のほうをお受けしていきたいと思えます。

○前田委員

前田です。ちょっと聞かせて。今まで出てきたことのない言葉でしょうけどね、17ページの地上権、鳥取県と書いてあるが、一番最後。この辺りをちょっと教えて。

○永田議長

登記簿のほうに鳥取県が、地上権と書いてある。

○事務局

分かりました。地上権、鳥取県というふうに書いてあるところなんですけれども、これは前回、転用のときにもあったと思うんですが、大栄地区の畑のほうについては、畑かんのパイプが埋まっているところが権利設定をして、なので目的が昭和63年に畑かかんが用排水埋設ということで鳥取県が地上権を設定しています。事業が県の事業だったので、地上権が鳥取県として設定されているということですので、実際の管理については土地改良区がされていらっやいます。

○前田委員

了解です。

○永田議長

ほか質問ありますか。ありませんか。

そうしますと、整理番号3番の案件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可いたします。

続きまして、議事第2号に移りたいと思います。農地法第4条による許可申請について、1件申請が上がっております。24ページ、概要説明で、25ページが申請書となっております。

事務局、説明はありますか。

○事務局

まず1点、最初に修正を、ごめんなさいお願いします。24ページの所在というところ。横になっている表なんですけれども、所在が前回のままになっていまして、所

在が北栄町〇〇〇、書いてあるのは次の25ページの許可を受けようとする所在の土地というところで、書いてある〇〇〇、こちらになります。大変申し訳ありませんでした。

そうしましたら、説明は、前回農振を外して、外すというか、農業用施設用地として農業振興地域の変更かけたものになります。もう一つ、写真をつけています。現地確認に行かれた方に指摘されて、初めて私も気づいたんですが、このパイプに惑わされまして、ここは転用だと思っていましたが、このパイプは関係ありませんでした。ハウスと、隣にハウスが建っているんですが、その間が転用の面積になります。なので、ハウスからハウスまでの間が転用する土地にまずなります。〇〇さんなんですけど、地図を見ていただくと、29ページの地図を見てもらってよろしいでしょうか。〇〇という畑があります。ここが今回、農業用施設を建てようとする敷地ですが、この横の〇〇という畑に、今、奥に見えている長く全部先までハウスが建っています。この〇〇の奥のほうに見えるところは農地として活用されますが、この〇〇と〇〇の間が、次の端っこの隅っこの辺にちょっとだけハウスが見える、写真でいうと、右側の隅っこだけちょっと写真が見える、そのハウスの間、ちょうど溝が見えているんですが、溝を切っているところの間がこの〇〇になります。分かりますかね、書きます。

写真があります。写真がこうぐるっと見えると思います。ここに写真が見えています。私がここに赤ペンでこうやって書いていますが、実際はちらっとハウスの角が見えて、こういう感じになっているんですが、転用される面積はここです、ごめんなさい。地図でいうと……（「全部」と呼ぶ者あり）全部ではないなんですけど、地図がこうなっているんですが、ここが道で、実際にこのハウスがここです。こっち側の写真のここに見えるハウスが地図の上のここになります。ここに見えるハウス、ちらっと隅っこだけ見えているハウスがあると思うんですが、ここに溝が掘ってあるんですが、これの溝がここです。隣のハウスがここに建っています。奥の少し荒れているというか、草が生えているところがこの農地になります。

○前田委員

これ、棒があるけ、変なふうに見えるだろ。

○事務局

棒は気にしないでください。そこに建っているもの、関係ありませんでした。申し訳ありません。

前回、確認をしてほしい、本人と調整をしてほしいと言われていたところを報告させていただくと、まず、先ほどの話で、ここの隣地との間に少し、図面を見てもらうと分かると思うんですが、地上権が設定されているところがあります。ここについては、コンクリで埋めてしまったりができないので、パネルを置いて仮で通れるようにすると。すぐよけるようなものを置いて、仮に通れる。軽トラとか軽バンとかで動くので、その程度のことを考えているということでした。まず1点目。

それから、次に、水の件です。こちらについては、やはり水が全くないので、掘ることもしないと。地下水を掘ることも考えていなくて、トイレはくみ取り式の仮設トイレを置かれると。なので、例えば何かにポンプを持ってきて何とかをすとか、大がかりに水を流すということはないということでした。飲料水程度を持って入るようになる程度のことだということでした。トイレについては、くみ取り式のものを仮設トイレの設置になっているので、建物では、水の使用はしないということでした。

あと、奥側の買われているところ、今後どうするのということだったんですが、建設が終わったら、奥側についても栽培をしようと思っているということでした。

もう1点、現地確認の際にあったんですが、ここに建物が建つことによって、北側のハウスが栽培がハウスに迷惑かけるんじゃないかという、ちょっと心配があるという、現地確認で言われた方があり、皆さんからの御指摘があったので再度確認しましたが、こ

のハウスは隣の家のハウス、土地に建っていますが、隣から〇〇さんが借りられて、農地を、〇〇さんがハウスを建てられているそうです。もともと〇〇さんがこちらに来られたときは、ここは荒地だったので、所有者の方ももう作ってもらえるならありがたいということで借りているので、自分のほうがこちらで作らせてもらう予定だということで伺っています。

私からは以上です。

○永田議長

説明のほうをいただきました。ちょっと現地確認報告をお願いします。

○一三委員 9日に永田会長、それから、向井委員、事務局、4人で行いました。先ほど、局長のほうから話がありましたが、見た感じと現地の状況がちょっと違う部分もあったり、補足もありましたので、先月の指摘の中で、雨水の処理についてというのがあったと思うんですけども、このことに関して、実は32ページの図面に雨水の対策が記載されていますし、それから、地下の浸透ますについて対応するという事ですので、問題はないじゃないかなというふうに思います。

隣のほうにもありますので、この件については、転用は問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの御意見のほうをお受けしたいと思いますが、発言のある方、ございますか。

前回は農振計画の変更ということで、問題なしということでしたので、再度問題のあるところは調査で確認したということで、問題はないんじゃないかと思っておりますので、では、こちらの件につきまして、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということでよいとします。よろしいですか、大丈夫ですね。

そうしますと、続きまして、議事3番、農地法第5条の規定による許可申請について、1件申請が上がっております。

こちらにつきまして、〇〇委員さんの案件ということで、〇〇委員除席扱いで審議をお願いします。

そうしますと、事務局より説明はございますか。

○事務局

1点、修正がありまして、37ページのところで土地改良事業で、国体営となっておりますけれども、すみません、団体営土地改良事業の訂正をお願いします。間違えてすみません、訂正をお願いします。

説明のほうですけども、今回の5条申請につきましては、〇〇にある農地を転用しまして、建て売り分譲住宅を建てる計画になっております。雨水排水については、既存の水路に放流して、汚水排水については公共下水のほうに接続する予定になっています。また、隣接農地はありませんけれども、コンクリート製品を設置して土砂の流出を防ぐため、周辺に影響が出ないような計画になっております。

また、周辺は市街地化が進行しておりまして、住宅や施設でしたり、工場などが連たんしている区域内にあるということで、第3種農地に該当して、転用もやむを得ないのではないかなと考えをいたしました。以上です。

○永田議長

そうしますと、現地確認報告をお願いします。

○一三委員

同じく4名で行いました。写真を見てもらえば分かるんですが、周りには農地はなく、転用は問題ないというふうに考えをいたしました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんより発議をお受けしたいと思います。発言のある方、ございますか。

○盛山委員

20番、盛山です。

私、大とぼけだかもしれません、分かんですけど、この土地買収費って、1平米当たり〇〇円で〇〇万って、それだけ欲しければ出しますけど、これ、農地ですかね。これ、何ですか、すみません。

○事務局

土地の売買価格について農業委員会でどうのこうの言えるところではないかと。極端に農地としての売買としてというところになるんですが、基本的に転用に出てくる土地については、宅地にしたときの売買価格から造成費を引いて、それに該当するような値段で出てくることが多いというのが一般的なので、農地としての値段でこういったところの売買費用が出てくるというのはそうないと思います。これまでの状況から見せていただくと、大体売手、買手なので、買われる方がというところもあるんですが、値段的には、やはり宅地を買う値段からそこにかかる造成費を引いた金額がなっているようなイメージが多いというふうに思っています。

○盛山委員

何だかすみません。いいです。

○事務局

面積も大きいので。

○永田議長

昔の相場でいうと、宅地なりで〇〇万円等の話もあったんですが、恐らく今つくっとるのはこのくらいのところですよ。（発言する者あり）

ほか御意見はありますか。

○事務局

他も見てきたんですが、こんな感じです。

○永田議長

そうしますと、御意見はなさそうですが、この件、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、申請のとおり許可ということでお願いします。

続きまして、議事4号、農用地利用集積計画の決定について、91件の計画が上がっております。うち委員関連案件につきましては68番が、私、永田の関連がある件となっております。

そうしますと、68番を除いたものについて、まずは審議をお願いしたいと思います。

皆さんからの発言を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、特別ないようですので、68番を除く90件につきまして、計画のとおり決定としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

では、計画のとおり決定とさせていただきます。

これからちょっと、では、職位無駄入り、お願いします。

○竹原職務代理

では、進めてまいります。68番の案件につきまして、会長を除席扱いとして審議を行います。

何か皆さん方から御意見はありますか。

ないようですので、それでは、68番をこの内容で決定としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、決定とします。以上です。

○永田議長

そうしますと、議事4番の農用地利用集積計画のほうを終了しまして、次に、最後の議題ですね。北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章1の(5)の規定による所有権の移転申出書が1件上がっております。

こちらにつきまして、事務局の説明がございますか。

○事務局

〇〇さん所有の農地を〇〇さんのほうが購入されて、水稻を栽培されているということです。現在、既にこちらの農地については〇〇さんが栽培をされていらっしゃる土地になります。これに3行書いてあって2行なんですけど、亀谷の農地についてはこの所有権移転の申出書によって移転をさせていただきますが、〇〇2筆書いてあるものについては、提出後にちょっと事情が変わりまして、こちら売買がなくなったということで、末梢をさせていただきます。ですので、今回は〇〇、こちらの記述のみの売買になります。以上です。

対価につきましては1筆の値段です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの発議をお受けしたいと思います。発言のある方、ご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、ないようですので、経営基盤強化の促進に関する基本構想による所有権の移転の申出書、申請のとおり許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、申請のとおり許可ということでお願いいたします。

以上をもちまして、議事のほうを終了させていただきます。

続きまして、協議事項に移りたいと思います。

協議事項の1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、4点上がっております。それでは、4点につきまして、進めさせていただきます。事務局より説明はありますか。

○事務局

ありません。

○永田議長

説明はないようです。

そうしますと、皆さんからの発議のほうを受けたいと思いますが、発議のある方はございますか。よろしいでしょうか。

そうしますと、協議事項1番、4件一括受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、4件一括受理とさせていただきます。

続きまして、協議事項2番、賃貸借農地の解約について、6件上がっております。

そうしますと、6件一括で協議を始めたいと思います。

事務局の説明はありますか。

○事務局

こちらはありません。

○永田議長

説明のほうはないようです。

皆さんからの発言をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

1件、ごめんなさい。勘違いをしておりました。12ページを見てください、ごめんなさい、先ほど言った貸し借りは、〇〇さんが作っていたのではなくて、〇〇さんが作っていらっしやって、〇〇さんが売買で取得されます。消した2点のほうは〇〇さんが作っていらっしやって、今後も〇〇さんが作られるということです。ごめんなさい、私が勘違いしていました。先ほどの基本構想での売買が〇〇さんと〇〇さんの間のものがあったと思うんですが、その中で、私のほうが〇〇さんが今も作っていらっしやるといふふうに発言したんですが、私の勘違いで、〇〇さんが作っていらっしやったものを解約して、〇〇さんが作られます。消した2件のほうは〇〇さんの作っていらっしやったもので、売買はなくなりましたが、今後も〇〇さんが作られるというものでした。大変申し訳ありませんでした。

○永田議長

今回の案件の問題ではなく、先般の議事の案件のほうが少々間違いがあったということです。

皆さんからは、特に発言はございませんか。

ちょっと自分のほうで聞いてみようかなと思いますけど、13ページ、14ページが、〇〇と解約して、中間管理機構を通しての解約ということで、こちら何か理由があって、解約ということになったんですか。

○事務局

いや、聞いていません。

○永田議長

陶山委員のほう、何か理由とかは聞いておられないですか。

○陶山委員

ちょっとこれに関しては聞いてないです。

○永田議長

了解しました。

○事務局

法人さんで賃借料を払っていらっしやるところについては、中間を通されたほうが、中間を使っていらっしやるところは1度に個別に例えば小作料振込とかしなくても、中間管理って、そういう意味で統一していきたいというところが、多分、何か出てきているんじゃないかなとは思いますが。

○永田議長

そうしますと、皆さんからの発言はよろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、ないようですので、協議事項2番、4点に関して受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、受理とさせていただきます。

協議事項3番、農地所有適格法人報告書が1件届いております。

こちらにつきまして、説明のほうはございますか。

○事務局

〇〇からの法人の報告書ができてきております。事業につきましては、全て農業の関連事業ですので、こちらは農地所有適格法人の要件を満たしている状況になっております。

めくっていただきまして、17ページです。17ページは、役員の構成について法人の要件がありますが、こちらは議決権は農業をしていらっしゃる方、または農地を提供されている方で全て構成されていますので、100%になったので、こちらについての農地所有適格法人の要件を満たしているということになりますので、〇〇について、農地所有適格法人の法人については、正しくされていらっしゃるということで報告をさせていただきます。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。意見等ある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

そうしますと、ないようですので、協議事項3番、農地所有適格法人の報告書について、1件受理としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、受理させていただきます。

協議事項4番、営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告について、1件上がっております。

そちらにつきまして、事務局より説明はございますか。

かなりのページ数になりますので、報告については抜粋したのになりますけども。

○事務局

以前は年間を通して写真を掲載していなかったんですけど、今回ちょっと年間を通して、白黒でちょっと見にくいかもしれないですけども、時期的になかなか成長しないところもあつたりしますけども、こういった形になりますということで、載せています。

○事務局

なお、出荷ですとか出荷等に関する伝票を添付することになっています。実際には、提出をさせていただいていますが、ちょっと議案のページ数の関係で、出てきている、何ですかね、出荷伝票ですとか出荷の費用の確認できるものについては、議案の中からは、割愛させていただいているというのは報告をさせていただきます。出荷実績に基づくものについては、全て添付をさせていただきます。

○永田議長

現地確認報告は、特には要らないんですが、現地確認された委員さんで発言等ございますか。よろしいですかね。

大体、問題ないところは、通常の栽培に対して80%以上の栽培実績があるということは問題ないということで、34ページですね。34ページの出荷実績及び35ページの出荷計画が80%を上回っているということで、営農型発電の事業は計画どおり実施できているということは見受けられるかと思えます。

ほか、皆さんからの御意見等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○田村委員

8番の田村です。ちょっと支出のところでは人件費のところを見たときに、労働時間の1時間当たりについて、こういうのが何か少ないかなと思ったんですけども、どうでしょうか。

○永田議長

人件費が安いということでしょうか。

○田村委員

- 人件費。
- 永田議長
一番最後のページで4ページですか。労働時間が。
- 田村委員
20日で8時間の3人。(発言する者あり)
- 事務局
1日5,000円ということ。
- 永田議長
1時間で幾らというと。
- 事務局
8時間。
- 田村委員
2,400円ですね。
- 永田議長
時間に直すと687円になるという。確かに1時間687円というのは、どのような計画になっているのでしょうか
- 永田議長 こういった、でも記載がある以上は割って●。
- 河原委員 ちょっといいですか。今言われたように、記載が必要あるんかと思うんですけど、人件費、年間これだけ払っていますよというような、数字で、毎月同じ時間の同じ金額というのが、そんなに作ってあるかなというのと、29ページを見ると、出荷が3、4、5、6、11、12になって、毎月出てないんですよ。だから、ここの41ページの支出の労働賃金というのは、何か年間通じての何ぼで、それを12で割って出しといたというような数字に見えますが。
- 永田議長
なるほどね。
- 事務局
どちらにしても分からないので、どちらにしても、次、更新が来ますので、次の来月の総会かに、更新が来ますので、その手続の際にその辺をちょっと聞いて確認しておきますので、今日はこれでごめんなさい、すみません、聞いておきます。
- 河本委員
事業のほうの併せて、この支出を向こうから出してきとるとい、何か分かるようなものがあれば。
- 永田議長
販売出荷実績ですね。出荷伝票のほうは。
- 事務局
出荷伝票がついています。
- 永田議長
提出書類には入っとる。
- 事務局
はい。
- 永田議長
そういう形で、向かうからのちょっとそういった形で出荷内容に対しての請求書中には、これが毎回分ついているということで、これを導入すると、出荷実績が上がってくると。
- 河本委員
分かりました。

○永田議長

ほかも併せて確認されるということですので、そんなのを聞いてもらえると。

○事務局

はい。

○秋山委員

11番、秋山ですけども、前回のときに現地確認、見に行っ、ここに書いてあるとおり、何かこれ、苗、何でという、枯れつつあるような状態のは確かに散見できていますので、そういう無理な刈取りをせずに養生させるというふうに書いてありますので、取りあえずこのを含めて出荷増につなげられると思いますので、何というか、特に聞いてもらう必要はないと思います。

それで、こそ前からずっとやっておられる案件だと思いますが、更新というのは、発電所の下を使ってするというのの更新ということですか。

○事務局

そうです。

○秋山委員

許可の。

○事務局

はい。ほかの転用と違って、営農型太陽光施設の転用については、パネルの下は基本は農地です。パネルの支柱のところだけが転用になっていますので、3年に1回更新の手続をしていただく必要があるの、次回、更新が来ます。

○秋山委員

なら、支柱のところ以外は農地だから何かを作らないといけませんよという縛りがあるわけですか。

○事務局

そうです、そうです。営農型の太陽光設備ですんで、農業をしていただくというのが、ほかの太陽光と違ってここについては、です、農振農用地区域です、ここは。その中でパネルの支柱のところを一時転用で3年で更新、農業はパネルがあつての栽培になるので、通常の栽培よりは低くなるであろうということがありますが、ある程度、8割よりたくさんきちっと本当に農業をしているんだよという実績がないといけませんよということで、年に1回、こういう形で報告書を出してもらうことになっています。

○秋山委員

すみません、11番、秋山、引き続き。もう一つだけ勉強させてもらいたいんですが、極端なことを言うと、発電施設の下で営農をやっておれば、仮にそれが赤字になつても問題なしということですか、極端な言い方ですけど。

○永田議長

事業の継続性という要件がある程度あると思われまので、事業開始で相応の残高があると思います、回していただくの運営費等があるかというのは、やはり見るところではあると思います。

○秋山委員

3期連続で赤だったら、それは営農自体が難しいでという話なんでしょうけども、例えば3年のうち1回、何かの拍子に例えば出荷数がどんと減つて、赤になつたということがあつても、別にそれは問題ないということですね。

○事務局

そうですね、普通に農業していてもあることですので。

○秋山委員

はい、ありがとうございました。

○永田議長

おっしゃること、若干少し気になるのは、キリンソウに関してのことに、民事訴訟は新たに係争中ということで、新しく民事訴訟していくという文言ですので、これがどういったことなのか、一旦は落ち着いてまた新しい係争ということなんでしょうけども、それがどういうことかというのもちろんと尋ねていただければと。

○事務局

はい、確認しておきます。

○永田議長

ほかございますか。

では、ないようですので、協議事項4番、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について、受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、受理とさせていただきます。

そうしますと、以上をもちまして、協議事項のほうを終了させていただきます。

続きまして、7番、報告事項ということに入らせていただきます。1番、委員会報告につきまして、順次をお願いしたいと思います。

まず、農地委員会さん、お願いします。

○河原委員

農地委員会は、この総会終了後に農地委員会を開催いたします。開催場所は当場所でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、次、農政委員会さん、お願いします。

○竹原職務代理

では、報告します。まず、先月17日に、計画してから1年ぶりに青年農業者研修会を開催しました。出席者が思ったほど伸びなくて、13名ということでしたけども、農政委員とか、そのほか参加された方を加えて、この研修室が何とか埋まったかなという。コロナにふさわしいような感じで行いました。テーマがリハビリの関係なんです。ね、体づくりになりまして、さとに田園クリニックという病院が、国体道路の手前ずっとあの辺りにかつては広くて農地のような、広がっていたんですけど、その道路沿いの脇にある大きいクリニックだそうです。そのリハビリテーション科の〇〇さんという、非常にまだばりばりの若い方なんですけど、話を聞きました。農業というよりも体づくりということですが、つくるというよりも、柔軟性とかそういうのが、何ていいますか、健康管理という言葉、特によく聞いたんですけども、農業も、それからスポーツも、いわゆる健康管理という面では足りない。必要な筋肉、必要な部位を集中的に使うという、後々後遺症が出たりとかするんですけど、じゃなくてということで、実際に全員でストレッチをさせられました。今ここでやってもいいですけど、いや、冗談です。確かに伸ばすと痛い、痛いというところは、ちょっと使っていないなという感じで、何となく和やかに、体を健康管理するということが人生を有意義に過ごす上でとっても大事だというようなところに結論として行き着いたという。そういうふうなことで、こういうのもたまによかったかなとは思いますが、会場に出席された方には、次回は必ずもうかる農業というのを組みますので言ったり、できるだけ懇親会をしますからと約束をして終わりました。

次回の農政委員会は、2月17日午後7時から行います。実は2月、3月と、また新年度に向けて、旧年度のまだ会合の機会が残っていますので、意見書でも実は目玉として出したのが、新規就農者定年というの、この話にこだわりたいということで、2回ほど、2月、3月に集まって、フリートーキングですけども、どういったことが考え

られるか、どういったことをすればいいかというようなことを話し合おうということになりましたので、また、何か目新しいものとかが出てきたら説明をします。

役場のほうですけども、町長が指示を出しまして、新規就農の相談員という方がおられますよね、この方が我々の農家相談と同じで、もう待っている状態じゃなくて出向きなさいということで、機会があるたびに出て行って、そこで話をするとかいうふうなことを考えますということで、町長も議会で言っていましたので、我々も言い出した手前、研修会というのができるかどうか分かんですけども、とにかくやりましょうということになりましたので、報告します。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、続きまして、広報委員会さん、お願いします。

○杉川委員

広報委員会です。広報委員会はこの後、会議室4でクイズの抽せんと「菜種」の54号の内容について話し合いをします。残っていただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○永田議長

そうしますと、委員会報告は以上ですので、2番の農家相談についての報告をお願いしたいと思います。

○杉川委員

では、杉川が農家相談の報告をします。農家相談の日、1月24日、皆さん記憶にあると思いますが、大変な雪が降る日でした。ちょうど始まる前にはまだ降ってくる前でしたので、時間までに、1時頃には、もう1人の女性が相談に来られておりました。ですので、相談はお一人です。私たちが帰る頃にはふぶいておりましたので、そういう日でした。

相談内容ですが、御自分の持っておられる〇〇の一部の山岳地になりますが、そこを貸したいということです。以前、空き農地バンクにも登録をとりられるところですが、もし借手がなければというか、登録をされとるので借手がまだついていないんですけども、だったら何を作ればいいのかという相談でした。御自分は芝とか大豆を希望したんですけども、大豆は受け手がなかったの、芝を希望していますと。息子さんが別に住んどられて、県外ですが、その息子さんは栗を植えてみたらどうかという提案をされるといようなお話でした。

対応ですけども、芝をちょっと依頼をしてみましようかという、打診してみますということで返事をしております。安田委員と、すみません、今なんですけども、池本委員にどうだろうかという話が出ておりました。また、依頼をしてみた結果は今日以降、農業委員会が電話をするということで、お返事をしております。以上です。

○安田委員

すみません、安田です。

○杉川委員

お願いします。

○安田委員

その方は〇〇だから、私も担当地区なので、相談に親切に乗っていきなさいいけないなということで、芝についてまだまだこだわっておられるところがあって、何か植える前に芝を作ってもらえんか、何々を作ってもらえんかということをお願いしておられます。じゃあ、大島で芝を一生懸命作っておられる、たくさん作っておられる専門みたいな人がおられるから、その人に聞いてあげますということで聞きに行きました。そしたら、もともとは3反の畑ですけども、その一部分の5畝を、そこに芝を植えてとかそういうことを言われるから、5畝にここについて、その後の分は自分が家庭菜園のように作る

と言われて、でも、そんなこと言われんから、はい、聞きますとって聞きに行ったら、〇〇の作っておられる方は、もうこれ以上、高齢になってきてな、もうすぐ後期高齢ですから、もうすぐ何とかなるから、もう増やすことはできんと言われるです。もう一つは、5畝というような広さは、組合で作らんというような約束をしていると。だから、2つの条件が自分にはもう合わないから、悪いけどよう作りませんと言われたです。その方は、ずっと5畝にこだわっておられるし、去年の夏頃には盛山委員さんにも相談しておられるし、何か作ってもらえんかという相談をしておられるしというようなことで、1人で暮らしておられるから、息子さんは島根県なので、余計に一生懸命そのことを考えておられて、そういう感じ、ということですが。

○杉川委員

今現在もソラマメとか何かを植えておられるような話だったと思うんです。5畝なので、ちょっと植えとるですわというので、大きな、何ていうんですか、トラックとかが入りにくいような場所でもあるので、私たちもちょっと相談に乗りながら、難しいなという話ではありました。なかなか1枚ではなくて、ちょっと変形したようなところの角の三角をだけを貸したいということで、なかなか相談も難しいようなことでした。ただ、ここの農地を10年以上になるんですけど。

○安田委員

18年だった。

○杉川委員

亡くなられとるですけど、まだ夫の名義のままだったので、名義変更するようにということで、息子さんがちょっと名義変更動き出しておられるということでしたので、その相談にはちょっと前向きに乗れたかなというようなところではありました。なので、今日の結果を電話で報告をこの方にさせていただきたいと思うんですが、事務局のほうでお願いします。

○安田委員

なかなか難しいということで。

○永田議長

では、そうしますと、農家相談についての報告を以上で終了とさせていただきます。そうすると3番、審議会等報告、報告事項のある方はおられますか。

○竹原職務代理

報告します。審議会は、都市計画審議会という名称です。審議委員に出る前に過去5年間開かれなかったということで、それならいいよと思ったんですが、たちまち連絡が来ました。今から3軒、あの辺は控えていますというところで、1月24日、役場の会議室で行われました。審議委員10名のうちに3名欠席という、大して議論するような内容でなかったなという、そういう審議会でした。

案件は、都市計画、下水道のことなんです、下水。今、我々が使っている下水は、都市計画法による下水なんです。農業集落排水という名前で、実はこの下水道が広がる前に先行的にちょっと最新型でそういうのを、多分、農業集落排水というのは、農業で発生した排水だとか雨水も含めて流すというのがその辺の考えなんですけど、事業費を多分国からもらうためにそういう名前をつけたんだろうと。実際は、生活用水しか流れてないなど、その後、都市計画で町内ほぼ全域に下水が引かれたときにここは残ったんです、あるからいいだろうということで。ところが25年経過して、寿命が来たということで、今ある下水に接続をして一体化すると。そのほうが管理費用もコストも安く済むというふうな趣旨でした。既に住民の説明会は済んでいまして、もちろん反対はなかった、ないですよ。あとは〇〇が事務所を構えたり、いろんなことをやっているところに近いので、くれぐれも住民に影響がないようにという念押し承認をして答申をしました。その答申結果を踏まえて県に申請を出して、今年度中に県の認可が受けられた

ら、5年度から取りかかって2年間で仕上げると。令和7年に完成予定ということですので。

実は、来年、令和6年度には、大栄地区でも同じようなところが1つあるらしいです。どこというのは聞いてなかったですけども、あるそうですので、もし、そのときまで審議委員でしたら、また出なくちゃいかんということになります。大体そういうところでした。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、ほかに。

○杉川委員

すみません。25番、杉川です。

前回の1月の総会の日、東京のほうで女性の農業委員の登用促進の研修に行ってきました。全国から集められたのは3年ぶりです。ちょうど今年の7月に改選期になる市町村がとて多いので、熱を入れた話合いということになりました。ただただ、女性の登用を増やしたいというだけではなくて、どうして女性が必要なのかというような話にも至りました。目指す数字は3割というところですが、全く女性の委員がない市町村もあります、多いです。女性が会長職であったり、職務代理であったりというところに就いている方もまだまだ割合は少ないです。そういうようなところで、なぜ女性が必要かという話をした中で思ったのが、先ほど農家相談でも話をしましたが、女性が、結局男性のほうに先に亡くなられて、平均寿命が長いのが女性ですから、女性のほうが農地に一つも携わることなくお父さんのほうが先に亡くなられて、後、残された農地を、さあ、どうしたらいいかという相談が結構多いです。そこに男性委員が行かれて話をする、もちろんこの農業委員会は性差のない役職ですからそれでもいいんですが、どちらかという相談に乗っていただきたいとか、そういう思いをされるのは女性委員の役目ではないかなというふうにも感じます。

女性委員だけではなくて、そこから困ったときには男性委員の方、農地、広げていく相談を、広げていくような力になってくださればと思うんですが、まずは家に行って相談に乗るとするのは、女性のほうが入っていきやすいのではないだろうかという話も出ました。また、これだけ農業が衰退して大変な中、また、酪農なんかはとても大きな組合であっても潰れていくような、何か男性も女性も関係ないじゃないかという声も上がりました。そうやって2日間研修をさせていただいて、鳥取県を振り返ったときに、米子市と伯耆町が女性ゼロです。早速1月の間に会長会の会長と農業会議、それと女性の会長である鳥取市の会長と私、副会長をしておりますので、4名で米子市の副市長さんに話をしてきました。ちょうど雪害の何か被害があった後の話合いで、次の日には知事が来られるというような、何かばたばたしている中だったので、副市長でありましたが、とても前向きに捉えてくださっておりますし、また、伯耆町のほうでは、昔からの流れがあって、どうしても集落のほうにどなたか出してくださいというと、男性になってしまうところから、会長が提案されたですけども、JAの総代をされとるような女性に声をかけてはどうだろうかという話もありました。まだまだ鳥取県も市町村、何か1名というところも多いです。その1名がやめられたら、これからまたゼロになったり1になったりというような、なかなかゼロになると1になることは難しいです。何とか女性を少しずつ増やして、市町村の中で役割が担えていけるようにということで、お願いをしてきました。以上です。

○永田議長

ありがとうございます。

そうしますと、ちょっと私のほうからも1点。確定とかどうのこうのではないんですが、女性登用に関する事で、土地改良区のほうも理事のほうに女性理事を登用してく

ださいということで、話が上がっております。私も北条水系の理事ですので、研修会等で女性登用率を上げてくださいます。少なくとも登用のない改良区はゼロにしてくださいという目標がある。その中で、先般、大栄町土地改良区の理事長さんより、農業委員さんの女性委員さんのほうに委員会理事さんとして参加していただくのはできないだろうかというようなお話がありました。ただ、今、この場でどうこう返事はできないので、また、どのように、対応は女性委員さんということになりますので、そこまでようやらんぞということになり得る可能性はありますよということはお伝えしたんですが、検討だけはしてみようと思ひまして、その話を準備しております。

通常土地改良区、ほとんどの方が理事さんは男性ということですので、土地の所有者さんが組合員さんで、組合員さんの中から理事を選ぶ、ですので、ほぼ男性になるんです。通常組合員から女性理事を選ぶとなると、女性の組合員をつくらないといけない、ちょっとなかなかそういうことにはならないということもありますので、組合員ではない方から員外理事さんを選定すると。土地改良区の費用が余分にかかるものもありますので、それも改良区が問題ないということなんですけども、問題は出ていただく、名前を出していただける女性の方がどれだけあるか。しまいには4改良区あるから、それぞれから事務員さんを出しあいでそれはそれで、よその改良区の実情が勉強できていいのかなと思わなくはないですけども、ちょっと難しいかなというのありまして、実際、対象になられる女性委員さんのほうからすると、また仕事が増えるんかと思われる部分もあるかと思うんですけども、そういった話があるということで、またちょっと事務局も含めて、音頭を取らせていただいて、話合いのほうをしていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○杉川委員

ちょっとよろしいでしょうか。先ほども最後に言われたように、4人でいろんな役割を担うというのは、ほかの役もたくさんついておられるんです。こうやって出てくる女性というのは、やっぱり頼みやすいとか、頼まれやすいとか、役職がとても多いんです。なので、受けないかというわけではないんですが、4人です、26人の中で。なので、本当に北栄に関しても3割もいかないんですけども、女性の委員ということも増やしていただけると、またそこで分けることができると思うので、うちたちのまだ改選期、ちょっと先ではありますけども、そこも考えていただいて、女性の登用というふうに思ひます。以上です。

○永田議長

決定とかそういうことではないですので、少し検討していきましょうというところからですので、また来年、再来年が改選期なんですよ、改良区のほうが。検討をさせていただきます。

そうしますと、ほか審議会等報告、お持ちの方はありますか。

盛山委員、高千穂を考える会については特に報告はよろしいですか。

○盛山委員

連絡事項に何かあるんですけど、すみません、じゃあ、進ませていただきます。1月の13日に産業振興課さんのほうから、私は以前からも高千穂は後継者がいないということがあって、また、開拓当時の山になってしまうんじゃないかというすごい危惧を持っていて、何とかと思ひながら、なかなか自分がかの役を持っていたりしてよう動かずにあったんですけど、産業振興課さんのほうから、地域の農業の将来について話し合ってみませんか、人・農地プランとか、そういうことをやってみようということ声をかけてくださって、1月の13日に住民等を集めて産業振興課さんと農業委員会、あと普及所の普及員さんとかで話合いとか、最初こういう会を、将来、農地について話し合ひしようという会を開いたです。そのときはまだ7名でしたけど、その後アンケートを取って、集計をほとんど皆さんが答えてくださって、それをアンケート

を集計して、この前、2月の8日にそれを地図化というかして、また同じように産業振興課と農業委員会と普及所から来ていただいて、農地について前もって疑問もあつたりとか質問もされたりとかって行って、地図を作ってというところまではこぎ着けたんですけど、その後、これから5年後、10年後のことを考えたら本当にもう作り手がないというか、後継者がいないので、そのことも皆さんに関心いただいて、この前は10名参加ということで、いい話合いになったなと思っているんですけど、それを今後、何かっていえば、農業委員会さんや産業振興課さんをお願いせないんですけど、できれば地域でそういう話合いを進めていけたらなというふうに思っていて、まだ軌道には乗っていないんですけど、2月中か3月にはもう1回集まって、きちんといろんな話もして行って、それを定期的にやっついていかなければいけないかなというふうには思っています。

○永田議長

ありがとうございます。人・農地プランと地域計画ですね、地域計画に関する、資するような話合いを行ったということですので、モデルパターンの1つとして参考にできるように形になっていけばいいなと思っております。

そうしますと、審議会の報告、ほかよろしいでしょうか。

では、ないようですので、審議会等報告を終了させていただきまして、報告事項全体を終了させていただきます。

続きまして、連絡事項というかその他、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局

そうしましたら、まず、一般経過報告です。一般経過報告については、先ほど皆さんが審議会等報告の中で報告していただきましたので、御覧いただければと思います。

当面の行事予定です。2月には常設審議会、それから会長協議会があります。それから、来月の初め、タブレットの研修会ということで、事務局のほうで参加をしてきます。

日程に戻っていただきまして、連絡事項です。8番、連絡事項、今月の2月の農家相談は、2月21日の火曜日、1時30分からです。担当は河本委員、田熊委員、池本委員の3名ですので、よろしくをお願いします。

来月の総会です。3月の10日金曜日、1時30分からこちらの会場で行います。これに伴う現地確認は、3月の9日1時30分からです。道祖尾委員、山根委員、陶山委員になりますので、よろしくをお願いします。

議案の締切りは、2月の27日月曜日になります。よろしくをお願いします。

続きまして、その他です。空き農地バンクに3件入れております。その中からちょっと1件目と最後の件については、かなりたくさんものになっていますが、なかなか資金繰りのほうで難しいということでしたけども、お近くの委員さん、いい方がありましたら、また御紹介いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、お配りした資料です。資料は先ほどの〇〇と、それから駐車場になったところの現地確認が終わって、住民の皆さんのことがあったので、写真を載せております。入り口につきましては、国道の出入りは軽自動車程度でしたら、歩道の位置からの出入りはできるような状況になっていました。

もう1点です。ちょっと小さくて見にくいですが、中部の各市町の農作業の標準労働賃金のほう、料金のほうが出揃いましたので、比較表等を上げさせていただいています。黄色に色づけしているものについては、昨年から増額になったところの部分になります。比較を載せていますので、また参考にさせていただければと思います。

続きまして、別紙で、本日2枚お配りしました1枚目が農地の下限面積要件の廃止についてということで、1枚しています。秋ぐらいからこの話が出ていたかと思いますが、農地の下限面積の適用については、今、農業振興地域については50アール、それから、それ以外のところについては、別段面積を設定して地域外について1アールとい

うことでしておりますが、令和5年4月1日以降に農地法の3条に許可を取る場合のこの下限面積というものも廃止されますので、面積要件等はなくなります。

この下限面積の廃止については、じゃあ、3月中に出されたものと4月中に出されたもの、どういう判断をするんだろうかというお話がありました。許可日で判断するというので、県のほうから指導がありましたので、4月総会分、なので下限面積の適用があるのは3月総会にかけのものまで、4月総会、3月中に出されたものについても、4月総会に係るものはこの下限面積はもう廃止された状態で審議をさせていただくようになります。ただし、じゃあ、誰でも彼でも農地が取得できるかということではないということも3番目に書いてあります。あくまでも下限面積の条件は廃止はされていますが、基本的に農地がつかれるような体制にあるのか、農業の経験があるのか、農業をすることができるのかという要件については変わりませんので、こちらについては引き続き審議をさせていただきたいと思っています。

続きまして、2枚目です。公共工事に伴う附帯施設設置の農地の一時転用ということで、1枚目の裏のほうを見ていただけたらと思います。表があります。これは、今、適用しているのは真ん中のところ、この表の。今、県が事業する際に附帯施設をする場合には、農地転用の許可申請は不要となっていて、県から報告を受けてそれを農業委員会にこういう報告がありましたということで報告をさせていただいているというのが現状です。ただし、国のほうから指導が入りまして、確かに附帯施設のときの場合に、農業委員会の許可は不要なだけで、それはあくまでも、県が農地を借りて附帯施設をするものについては、県が事業をするので許可不要なので農業委員会では報告でいいけれども、それ以外の業者さんが農地を借りて施設を設置したりするようなものについては、これまで県と同じ扱いで鳥取県はやっていましたが、これは今後、転用許可が必要、一時転用であっても一時転用の許可が必要となりますので、今後こういったものは一時転用という形でお出しさせていただきます。基準としては、県が直接する附帯事業は許可不要で、届け出だけ。事業を受けた事業主さんがされる場合については、一時転用の許可が必要という形になりますので、御承知おきいただければと思います。あと、最後になりましたが、先月、うまくお伝えできなかった件です。1月の総会に際に田村委員さんのほうが欠席でした。欠席をされた理由に何とかという準グランプリになんだったよとしか、私がそういうふうに皆さんにお伝えできなかったのも、まず、私から簡単に報告させていただくと、第3回の食べるJAPAN美味アワード2023ということで、田村農園さんが干し柿のギフト箱が準グランプリに選ばれたということで、結構有名な服部先生みたいな何か審査をされる会で、全国からノミネートされた中で田村農園さんが準グランプリということで受賞されています。1月はその東京で表彰式があったということだったので、皆さんに報告させていただきたいと思っています。

(拍手)

○田村委員

ありがとうございます。

- 事務局 いい賞をもらってきて報告でしたけど、詳しいことは私は報告をしていなかったもので、先月の町報にも載っていますし、次の、「菜種」のほうでも御紹介をさせていただくようにしています。ぜひこういうのがあったよというので皆さんに教えてもらって、農業委員さんでもありますし、プラス北栄町の農業でこういうものが全国的にも表彰されているということがやっぱりすごい私たちもうれしいことですので、また、何かあったら皆さんも周りの方にも宣伝していただけるとうれしいなと思います。

○竹原職務代理

質問。

○事務局

ここで質問が。

○竹原職務代理

ちょっと聞いていいですか。何かそういう賞をもらったというようなシールをつくるというのはあるんですか、やっぱり。そういうのを貼ったら、ちょっとね。

○田村委員

あります。食べるJAPANのロゴマークを1年間、5万円で。（「5万円で」と呼ぶ者あり）使用許可が下ります。普通の場合は多分5万円だと思います。使用料、データが送られてくると思います、多分。

○竹原職務代理

もうけとるからね、頑張るってね。柿の消費を増やすために。

○事務局

先月もずっと言っておられたんですけど、柿が心配で柿が心配でって、だから余計にこれはうれしいということもずっと言っておられたので、うれしいというのを伝えたいというふうに思っていただけか。

私からは以上です。

○永田議長

そうしますと、本来であれば会の一番最初に、忘れとって、言おうとは思ったんですけど、うっかりしておりまして、審議をしてしまいましたので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○向井委員

すみません。3番、向井ですけども、この資料ところで、下限が撤廃されるという形で実施してされるということなんですけども、国のほうで提案が上がっている審議していることが対象という形の運動というか、生産という形で今回見ると、すごくいい方向性に向かってきているなと思ったんですけども、極端な言い方をすると、農地を今まで所有してなくても、今度は要するに下限がなくなるということは、ゼロでもいいということですね、極端な話。

○事務局

これまで農地を持っていなかったけれども、あくまでも下限面積がなくなっただけで、農地を取得するに当たっては、耕作するのでもそうなんですけれども、農地をきちっと有効的に農業ができることという要件があります。それについては、まずは労働力があるか、それから、そこを耕作するだけの機械等があるか、それからもう一つは、それをできるだけ経験があるかというふうに、大ざっぱにいうとその3つが必ず必要になってきます。ここについては、これまでと変わりませんので、じゃあ、ある日突然全然農業をしたことはありません、農業をしたいんですけども、ちょっと農地を取得することはできません。ただし、これまで気持ちやっていた、隣の畑が荒れ放題になっとなら、もうちょっとここぐらいだったらできるからやりたいわといって、買っちゃいたいという相談が何件かあったので。それとか地続きで、自分の家の土地の隣、農業といっても家庭菜園クラスぐらいの方なんですけど、ある程度やっていたんだけれども、自分はもともと農地を持っていないからできない、その程度の面積だったらこれまでもある程度やっていたし、できるし、買っちゃいたいんですけども、ある程度経験だったり、やっていた方が面積要件がなくなったので購入するみたいなのはできるかとは思いますが、全くゼロでというのは、ちょっとほかの要件のところで購入はできないことになっています。

○向井委員

その辺の具体的な例えば要件じゃないですけども、取得基準みたいなやつがあるのであれば、ちょっと先ほどお話しされた家庭菜園で10坪ぐらいなやつを借りていたので、それを何十年もやっているけど、この辺でおっしゃっていたみたいに、隣がある、その1畝とか5畝ぐらい土地を買いたいというのも、これの基準に合格するのかわか

ね、今度は。要するに下限面積がなくなったということは、それについてはそういう人も対象になっておるんですね、正直。

○事務局

そうですね、正直なところそういう方も対象にはなりますね。ただ、取得される面積と、それからその方の経験なりでは、書類と、それから地元の農業委員さんがこの方だったらできるよということが分かるかどうかというところは、どう判断していただくかは最後は農業委員さんのお仕事になってきますので、その辺は状況を見ながら、じゃあ、それを購入されて農業になるのかという辺の判断をしていただくようになるので、そこはちょっと一律にじゃあ、この場合はできますみたいなことはちょっと難しいかなとは思いますが。

○向井委員

ありがとうございます。特に、私のほうとしては、定年退職されて何年か趣味の家庭菜園で借りていて何年かやっていて、じゃあ、本腰入れてどんどんやろうかみたいな人たちにはすごくこれはいい、朗報というか、いい制度になるかなと思ってちょっと期待しているんですけども、要するに下限面積の代わりに、そういう、何ていうんですか、熱いメッセージさえあればいいのかなど。そういうやっぱり基準がね。

○事務局

あくまでもさっき言ったとおりに、皆さん、委員になられたときに、多分農地法というオレンジの本、薄い冊子をお渡ししていると思います。その中を見ていただくと、農地を効率的に耕作できる方とは、というふうに書いてあって、そこに書いてあるものは先ほども言ったとおりに、判断としては取得する面積に当たって農業ができる人がいるのか、それともそれプラス機械があるのか、それプラス経験があるのか、それ以外に地域の周りの方の基準に合った、何ていうんですかね、農薬とか肥料とかの使用がちゃんときちっとされるかというような、極端にたくさんの農薬をまかなくても困っちゃいますし、逆に取得された方が私は無農薬で作るから周りに農薬はまかないでと言われても、周りのほうに全部影響がしてしまうということがあるので、そういった地域と調和が取れた農業ができるかということも判断基準になりますので、また、そのオレンジの本をちょっと見ていただけたらなと思います。

○向井委員

分かりました。ありがとうございます。

○竹原職務代理

あと、極端な話をしたら、農業する気はなくて、農地が安いから取得しようという人は出てくるかもしれん。

○事務局

それはできません。

○竹原職務代理

それは区別が難しいところがある、そういったことも考えないといかん。後で転用が出てきて、何だということになれば、極端な話をすると。

○永田議長

いずれにしても、複数の要件で縛っておりましたけども、重複してくる部分があるということは事実で、重複しているところに関しては当たるかなと思っております。大体終わりました。そろそろ終了になりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そうしますと、本日の総会は終了とさせていただきます。